

投票区の見直し（案）に対するパブリックコメント実施結果について

1 実施期間

令和5年12月4日（月）から令和5年12月25日（月）まで

2 実施方法

（1）周知方法

- ① 区のおしらせちゅうおう（12月1日号）への掲載
- ② 区ホームページへの掲載

（2）投票区の見直し（案）の公開

- ① 区ホームページへの掲載
- ② 閲覧用冊子の設置

区役所本庁舎（まごころステーション、情報公開コーナー、選挙管理委員会事務局）、日本橋特別出張所、月島特別出張所

（3）意見の提出方法

選挙管理委員会事務局に持参、郵送、ファクス、電子メール及び区のホームページからの入力

3 意見総数

意見提出者 1人
意見書 1件

4 意見に対する対応

- | | |
|--------------------|-------|
| （1）投票区の見直しに反映するもの | 0件（◎） |
| （2）既に事業として実施しているもの | 0件（○） |
| （3）意見として伺うもの | 1件（□） |
| （4）その他 | 0件（－） |

投票区の見直し（案）に対するご意見と区選挙管理委員会の考え方

<取扱い>

◎ 投票区の見直しに反映するもの

○ 既に事業として実施しているもの

□ 意見として伺うもの

－ その他

No.	ご意見の概要	取扱い	区選挙管理委員会の考え方	該当箇所
1	<p>選挙区の見直しに合わせて選挙掲示板（ポスター）の位置、数も見直すべき。投票者数に合わせて設置する必要があり、有権者が少ない地域の位置、数は適正に見直すべき。</p>	□	<p>ポスター掲示場については、公職選挙法施行令第111条の規定により、各投票区における選挙人名簿登録者数と面積に応じて数が決められています。</p> <p>今回の見直しに際しては、掲示場の数を次のとおり想定しています。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1投票区 5箇所 ・第2投票区 5箇所 ・第3投票区 7箇所 ・第4投票区 5箇所 <p style="text-align: right;">計 22箇所</p> <p>【見直し後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新)第1投票区 7箇所 ・(新)第2投票区 5箇所 <p style="text-align: right;">計 12箇所</p> <p>また、掲示場の位置については、掲示板の大きさ等の条件により設置可能な場所が限られてきますが、多くの有権者の目に触れるよう、随時適正に配置してまいります。</p>	－